

仕様書

第1 件名

「渋谷・新宿ナイトタイムエンターテインメントコンテンツ発掘/訪日外国人向け消費喚起事業
～TOKYO Night Time Passport～」実施委託

第2 目的

近年訪日外国人の旅行消費額の拡大が大いに期待されており、中でもナイトタイムの消費拡大が大きなテーマとなっている。とりわけ都内の渋谷・新宿エリアはナイトタイムエンターテインメントコンテンツとしては、大きな魅力を持っている。

そこで、本事業では渋谷・新宿エリアにおいてナイトタイムエンターテインメントのコンテンツを訪日外国人向けに実施し、もって当該地域への訪日外国人のさらなる観光誘客を図る。

なお、本事業は、一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会、一般財団法人渋谷区観光協会及び一般社団法人新宿観光振興協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成31年3月22日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月	連携協議会の開催（以降随時実施、月1回程度）
9～11月頃	各種コンテンツ制作・店舗交渉・各種広報ツール制作
11月～2月頃	広報・パブリシティ活動
12～2月頃	「TOKYO Night Time Passport」実証実験
2月頃	渋谷・新宿エリアでの街バルイベント企画・開催
3月頃	効果の検証、次年度継続性の課題整理、報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及び新宿・渋谷地域の関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、事業実施について検討会を開催すること。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 「TOKYO Night Time Passport」の造成・販売

(1) 「TOKYO Night Time Passport」(バウチャー)の造成

渋谷・新宿エリアの複数の飲食店等を回遊でき、訪日外国人が安全・安心にナイトタイムエンターテインメントのコンテンツを楽しむことのできる定額バウチャーを制作すること。制作内容については下記要件を満たすこと。なお、各項目について最終的にはTCVB及び協議会に企画案を提案し、承認を得ること

- ① バウチャーは現金に変わる決裁手段としての機能を持ち、販売利益の発生を想定しないものをいう。活用できる店舗(以下「加盟店」という。)ではバウチャーの金額に見合ったチャージ料等が含まれた定額のメニュー等を提供するものとし、訪日外国人が安心して利用できるものを想定すること。
- ② バウチャーは一般に流通しているチケットサイズを想定すること。
- ③ バウチャーは半券を切り取ることで機能する、2,000円+3,000円=5,000円や2,000円×2枚+3,000円×2枚=10,000円等の様々な値段設定が想定できるチケットとすること。
- ④ バウチャーの記載言語は英語を原則とし、表面にはタイトル、金額、使用可能店舗・利用条件を閲覧できるQRコード、WEBサイトへの誘導等、裏面には利用条件等の印字を想定し、デザインについては訪日外国人の消費喚起を促すものとする。
- ⑤ バウチャーの値段設定によるが、総印刷枚数は5,000枚程度を想定すること。
- ⑥ 加盟店は渋谷・新宿エリアでのナイトタイムエンターテインメントのコンテンツとして魅力的であり、訪日外国人の来報意欲を喚起できる飲食店等を広く選定すること。加盟店舗数は概ね40店舗程度を最大として想定すること。その際、企画提案者と連携し、飲食店等の選定を進めることとし、次の事業者以外とすること。
 - (ア) 風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
 - (イ) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ⑦ 受託者は、加盟店向けにバウチャーの概要、利用条件や不正取引の禁止、法令順守等の条項を定めた規約を作成し、その規約に則り加盟店の申請・登録・脱退等を管理すること。
- ⑧ バウチャーの利用に関しては、下記項目に留意すること。
 - (ア) 加盟店において利用可能期限内に限り使用可能とする。
 - (イ) 購入後8日以内での申し出、又はやむを得ない事由等を除き購入後の返金は行わない。
 - (ウ) 現金との引き換えはしない。
 - (エ) 釣銭は支払わない。
- ⑨ 受託者は、加盟店に利用者への多言語の対応に関して、東京都産業労働局が実施している「飲食店向け多言語コールセンター」の利用登録をよう推奨すること。また利用登録にあたっては、EAT東京(多言語メニュー作成支援ウェブサイト <http://www.menu-tokyo.jp/menu/>)を利用し、WEB上にメニューを公開していることが条件となっているため、その申し込み等についてもできる限り支援を行い、バウチャー活用に関しての訪日外国人への対応不安を払拭すること。

- ⑩ 受託者は、バウチャー利用対象者たる訪日外国人に向けて、飲食店等その他の対応についての不安を払拭するため、東京都産業労働局が実施している「外国人旅行者向け多言語コールセンター」の活用を積極的に推奨すること。その際、利用者へコールセンターの利用方法・利用範囲・連絡先が分かる周知方法を用意すること。
- ⑪ 受託者は、加盟店及び利用者に対し、それぞれ⑨、⑩のコールセンターと同範囲内の対応をスペイン語の1言語分独自で対応すること。
- ⑫ バウチャーの造成にあたっては、後述の実証実験の前に外国人等を参加者とした加盟店舗を実際にバウチャーで回る検証を行うこと。また検証後、参加者からの意見をTCVB及び企画提案者へフィードバックすること。
- ⑬ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

(2) 「TOKYO Night Time Passport」(バウチャー)の販売

(1)で造成したバウチャーについては12～2月頃を目途にイベント的に実証実験として販売を行う。渋谷区、新宿区の観光案内所での販売を行うこと。また、その他の販売所の想定は提案による。

バウチャーの販売・精算オペレーションについては、原則提案によるが、下記構成要素を含むこと。なお各項目については最終的にはTCVB及び企画提案者に企画案を提示し承認を得ること。

- ① 販売期間終了とともに、利用有効期限も終了とすること。
- ② 販売・加盟店舗への支払いは受託者が行うこと。
- ③ 販売については販売所での対面販売を原則とすること。
- ④ 常時速やかに連絡・調整が可能な事務局体制を確保すること。
- ⑤ 加盟店及び利用者からの苦情等対応については、TCVB及び企画提案者に協議・報告・提案を行いながら進めること。
- ⑥ 利用期間を過ぎた未利用額について、受託者は実証実験終了後集計し、委託完了後その契約額から未利用額を控除したうえで、契約金額を請求すること、かつ最終的に利益が発生しないよう留意すること。
- ⑦ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

3 渋谷・新宿街バルイベントの企画・実施

2で造成した「TOKYO Night Time Passport」を活用した渋谷・新宿エリアでの街バルイベントを企画・実施する。なお、各項目について最終的にはTCVB及び協議会に企画案を提案し、承認を得ることとし、TCVB及び協議会に提案する、企画説明資料等を併せて作成すること。

(1) 開催時期等

- 時期 : 平成31年2月中の2日間を想定 ※2の「TOKYO Night Time Passport」の実証実験後の日付を想定すること
- 対象者 : 20歳以上の外国人
- 参加費 : 2で造成した「TOKYO Night Time Passport」(バウチャー)を販売。バウチャーは現金に変わる決裁手段として機能するものとし、販売利益は発生させないもの

とする。

(2) 企画内容

イベントは下記の内容を含み、構成すること

- ① 新宿観光推進協会により過去に実施された「新宿街バル WEEK」を参考とし、イベント企画すること。
- ② 企画提案者が実施する「JAPAN SHOPPING FESTIVAL 冬」と連動し、後述の広報やPRを行うこと。
- ③ 新宿・渋谷エリアの小売業などの他業種と連動した特別クーポンやプレゼント等の連動企画も検討すること。
- ④ 実施に係る利用認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。
- ⑤ イベントの実施に当たっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に対しても受託者の責の範囲内で対応できるよう想定すること。
- ⑥ 受入側や協力団体等への支払いを行うこと（謝礼、施設利用料等）
- ⑦ その他イベントをスムーズに開催するために必要な事項を提案の上、実施すること。

4 広報・PR

本地域及び事業の魅力を広くPRするため、適切な広告活動を行うとともに、今後も持続的なものとするため、効果的なPR媒体を制作すること。広報手法及び内容は原則提案によるものとするが、以下(1)(2)(3)についても網羅し、十分な規模で実施を行うこと。なお、最終的にはTCVB及び企画提案者と協議の上、実施する。

(1) 「TOKYO Night Time Passport」の広報・PR

2の事業を実施するにあたっては下記の内容での広報・PRを行うこと。

- ① 実証実験期間中またはその開始前に、本事業PRのため対象者を招聘し、「TOKYO Night Time Passport」を利用してもらい、PRを行わせること。内容については下記を満たすこと。
 - (ア) 対象者は、海外へのPR効果を込め、訪日向けメディア・20歳以上の外国人等、また今後の旅行商品化の可能性の模索のため旅行業者関係者等を招聘すること。また参加費は無料とし、受託者がバウチャーを用意すること。
 - (イ) 招聘した参加者からは、参加後の事業内容や、今後の旅行商品化の可能性等の意見を聴取し、TCVB及び企画提案者へフィードバックすること。
 - (ウ) 招聘した参加者には、SNS、WEB等の様々な広報媒体で本事業の様子を拡散させること。
 - (エ) 回数は提案によるが、合計で100名程度は招聘すること。
- ② 事業PRのためのSNS公式アカウントを開設し、情報発信をすること。どのSNS媒体を活用するかは提案すること。

(2) 広告媒体

2、3の事業につき下記広告媒体を制作すること。

- ① ポスター、チラシ等の宣材物
- ② 加盟店舗が記されたマップ付き冊子（リーフレット）（英語版）
- ③ 「TOKYO Night Time Passport」加盟店舗用のステッカー

(3) 専用WEBページ・コンテンツの作成・運用

- ① 本事業PRのためのWEBページを構築・運用すること。
- ② WEBページには、各事業のPR・広報を載せ、下記構成要素を含むこと
 - (ア) バウチャーの実証実験時、海外からのバウチャー購入のWeb予約できるシステムを想定すること。
 - (イ) バウチャーからのWeb誘導を鑑み、加盟店舗一覧、バウチャーの利用方法、販売店等、利用者にとって活用しやすい情報を掲載すること。
- ② その他、本事業を広くPRする工夫を凝らすこと。

5 事業の効果及び事業継続性の検証

イベント参加者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、次年度以降、継続した事業実施が行えるよう課題整理をし、企画提案者及び、協議会にフィードバックすること。

6 「渋谷・新宿ナイトタイムエンターテインメントコンテンツ発掘/訪日外国人向け消費喚起事業～TOKYO Night Time Passport～のツールブック（仮）」の作成

6における検証を通じて整理された課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2018 の印刷物における水準1を満たすこと。

7 報告書類の提出

受託者は、1から6の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 「TOKYO Night Time Passport」の造成・販売

3 イベントの企画・実施

4 本事業の告知・PR

5 実施結果

6 事業の成果

7 今後の課題

8 今後の展開

9 参考資料（会議議事録等）

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 86.5kg（総合評価値 80以上） （本文）再生上質紙 A判 57.5kg（総合評価値 80以上） 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項7「渋谷・新宿ナイトタイムエンターテインメントコンテンツ発掘/訪日外国人向け消費喚起事業～TOKYO Night Time Passport～のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 現状・課題

2 実施内容

3 成果

4 課題

5 今後の展開

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項 7「渋谷・新宿ナイトタイムエンターテインメントコンテンツ発掘/訪日外国人向け消費喚起事業～TOKYO Night Time Passport～のツールブック（仮）」の「その他」右欄に同じ

第 7 納入物件

- | | |
|--|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「渋谷・新宿ナイトタイムエンターテインメントコンテンツ発掘/訪日外国人向け消費喚起事業～TOKYO Night Time Passport～」のツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 1 及び 2 の電子データ（DVD-R 等） | 2部 |
| 5 3 の電子データ（DVD-R 等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2010」又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第 8 業務実施上の留意点

- 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 受託者は、平成 30 年 8 月から平成 31 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。

- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車車検証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

7 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

- 8 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒井

電話 03-5579-2682 / FAX 03-5579-8785